

\*\*\*\*\*

一般社団法人兵庫県食品産業協会メールマガジン 令和6年5月20日（第515号）

今回のメールマガジンは「特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部改正に関する説明会」のご案内です。

なお、当協会ホームページでは過去のメールマガジンも掲載しています。

一般社団法人兵庫県食品産業協会 (h-syokusan.com) <https://www.h-syokusan.com/>

.....

（このメールは、兵庫県食品産業協会の企業会員 団体会員の皆様、関係者の皆様にBCCで配信しております。

団体の個別会員への配信、複数の配信先の希望、配信先の変更又は配信停止をご希望される場合は、食品産業協会事務局までご連絡ください。）

\*\*\*\*\*

「特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部改正に関する説明会」のご案内について

今回は、農林水産省近畿農政局からの情報です。

「特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部改正に関する説明会」のご案内です。

支援措置も講じられていますので、関係の皆様にはご参加・ご活用いただきますようご案内します。

以下ご案内文書を転記いたします。

（農林水産省からのご案内文書）

平素から、農林水産行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、農林水産省では国際情勢の変化による小麦及び大豆の国際価格水準の上昇・高止まりを受け、小麦及び大豆（小麦粉などの一次加工品を含む）を主要原材料として使用している事業者を対象とした新たな支援措置（長期低利融資及び税制優遇措置）を新設しました。（施行日：令和6年7月1日予定）

つきましては、より多くの方にご活用いただくことを目的とした本支援措置の対象者に向けた説明会を開催いたしますので、下記内容（近畿ブロック説明会）をご確認の上、奮ってご参加いただければと存じます。

また、大変恐れ入りますが、関連事業者様等にもご案内頂ければ幸いです。

記

・日 時：令和6年6月12日（水）13：30～15：00

・場 所：オンライン（Webex）

・内 容：

- (1) 「特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部改正を改正する法律」について
- (2) 「令和 5 年度補正予算「食品原材料調達リスク軽減対策事業」（補助事業）」について

(3) 質疑応答

・対 象 者：食品事業者等

・申込方法：下記 URL より必要事項を記入の上、お申込みください（申込期限：令和 6 年 6 月 7 日（金））

→ 特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部改正に関する説明会 申込フォーム：近畿農政局 (maff.go.jp)

【参考資料等】

（チラシ）

- ・特定農産加工業経営改善等臨時措置法パンフレット
- ・令和 5 年度補正予算「食品原材料調達リスク軽減対策事業」（補助事業）パンフレット

（ホームページ掲載場所）

・農林水産省ホームページ掲載場所（プレスリリース）

→ 特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部改正に関する全国ブロック別説明会の開催について：農林水産省 (maff.go.jp)

・近畿農政局ホームページ掲載場所

→ 特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部改正に関する説明会：近畿農政局 (maff.go.jp)

以上、よろしくお願ひします。

\*\*\*\*\*

兵庫県食品産業協会事務局からお知らせ

◎ 兵庫県食品産業協会では、「食品企業安全 安心相談室」を設け、食の安全安心に対する取り組みや従事者の衛生管理、食品表示など食品の安全確保のための品質管理などのお手伝いをしております。お困りの会員様は事務局にご相談ください。

◎ 研修会など会員向け情報がありましたら、会員の皆様におつなぎします。新商品情報や消費者向けイベント等はホームページで紹介いたします。事務局までご連絡下さい。

◎ 事務局 兵庫県食品産業協会 専務理事兼事務局長 新岡史朗 事務職員 西阿十ゆり

神戸市中央区花隈町12-6 第三大知ビル 2階

TEL 078-361-8154 FAX 078-361-8155

E-mail h-ssk@eagle.ocn.ne.jp

ホームページ h-syokusan.com

<https://www.h-syokusan.com/>

\*\*\*\*\*